

平成30年 7月26日

◎加藤委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。 (13時00分開会)

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

出先機関調査の際に市町村等から陳情のあった項目について、執行部の意見と措置状況を聴取し取りまとめた措置結果等について、当委員会から各市町村に通知することといたします。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは市町村等からの陳情項目について、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《観光振興部》

◎加藤委員長 それでは観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部長の吉村でございます。

観光分野では、土佐清水市から足摺海洋館の施設新築及び周辺エリアの再整備について、御要望をいただいております。総括説明に先立ちまして、このたびの豪雨の関係でお時間をいただきたいと思っております。

このたびの豪雨の影響によりまして、県内の宿泊施設において、今月の予約にキャンセルが発生しております。そして「志国高知 幕末維新博」の会場においても、入館者の入り込みが鈍る要因ともなっております。

このため、観光振興部といたしましては、この7月の観光客入り込みの落ち込みを、夏休みから秋口にかけて、まずは取り戻していこうということで、現在テレビや新聞、イベントホームページなどを活用しました夏休みの広報を初めといたしまして、今後、観光事業者や観光の団体、観光コンベンション協会とも連携をいたしまして、個人と団体のお客様向けの商品造成の強化につつまして、旅行会社への個別のセールス活動を充実強化してまいりたいと思っております。官民一体で観光客の入り込みを回復するべく、そうした回復につながる取り組みを強化して、実施してまいりたいと考えております。

それでは、きょうの本題に戻らせていただきます。新足摺海洋館につつましては、これまでも御説明を申し上げてまいりましたけれども、足摺や竜串ならではの特徴を生かし

た展示を行いまして、その展示から目の前に広がります実際の海や周辺の観光施設、アクティビティなどにお客様を誘導する、そうした機能を備えた県西部の観光拠点とすべく、土佐清水市を初め地域の観光協会の皆様方などにも加わっていただきまして、これまで検討を重ねながら、平成29年2月に基本設計を、平成30年3月に実施設計を策定しております。現在この策定した実施設計に基づきまして、建築主体工事や設備工事などに着手しております。平成32年夏の開館に向けまして、今後とも土佐清水市を初め、地域の御期待に沿えるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、地域観光課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

〈地域観光課〉

◎加藤委員長 それでは、地域観光課の説明を求めます。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田でございます。

土佐清水市から御要望をいただきました、足摺海洋館の施設新築及び周辺エリアの再整備につきまして御説明いたします。お配りしております産業振興土木委員会資料の赤のインデックスの2ページ、A3横の資料をお手元に御用意ください。

要望のうち、まず足摺海洋館の施設新築に関して御説明いたします。新たな足摺海洋館の施設整備の概要に関しましては、さきの6月県議会で御説明しましたように、資料に赤字で記載しておりますが、展示と目の前の自然環境やアクティビティが連動する、日本初といえる特徴ある水族館を目指しまして、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにありますように、一体感ある展示、本物の自然を体感、地域の周遊をキーワードに、新海洋館は施設の規模や延床面積、展示水槽数、駐車台数など、全てを現館から拡充いたします。これらにかかります総工事費は約44億9,000万円となりまして、開館時期は2年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、同じ年の夏前を予定しているところでございます。

資料には、これまでの経緯をまとめてございます。昭和50年5月に開業いたしました海洋館は施設の老朽化が進み、二つ目の丸、平成25年に実施いたしました耐震調査の結果、耐震性能を満たしていないことが判明いたしました。このことから、翌26年には御要望いただいた土佐清水市や地域団体、有識者の方々に構成する、足摺海洋館のあり方検討委員会を立ち上げまして、①海洋館の必要性、②竜串地域全体を捉えたあり方につきまして、皆さんとともに協議検討をまいりました。その結果、現地での建てかえを決定いたしまして、平成26年12月から順次、基本計画、基本設計を策定しており、この際も、土佐清水市や外部有識者の皆様で構成する委員会や会議で検討を重ねるとともに、随時住民の皆様への説明会も開催いたしまして、地域連携に努めてきたところでございます。

下から二つ目の丸、平成30年には実施設計を策定し、去る6月県議会では、建築主体工事の契約を御承認いただきまして、資料右上の整備スケジュールのとおり、各種工事に順

次現在着手しているところでございます。

スケジュールの下段のほうに記載しておりますけれども、この9月県議会では、海洋館の運営に指定管理者制度を導入する設置管理条例の一部改正議案と、飼育設備に関する工事請負契約議案を提案させていただき予定でございますので、その際にはどうぞ御審議のほうよろしく願いいたします。

また、スケジュールには記載しておりませんが、新足摺海洋館が広く県民の皆様や観光客の皆様に親しんでいただけるように、9月から愛称の公募も行いたいと考えております。この愛称にちなんだシンボルマークについても、追って公募を予定しておりますので、開館に向けまして着実に準備を進めてまいります。

資料は、次の3ページをお願いいたします。資料には新海洋館の館内平面図と、右側には竜串・足摺エリアの地図を掲載いたしました。館内平面図のほうの各コーナーにつけております番号と、地図の各ゾーンの番号はそれぞれ連動しておりまして、資料右上に赤字で記載しましたように、新海洋館では来館者を展示から本物の自然を体感できる竜串湾や周辺に誘導してまいります。

合わせて資料右端に少し小さい文字でアンダーラインを引いておりますけれども、各ゾーンの観光資源を観光客の皆様に周遊をしていただいて、地域にお金を落とさせていただけるように、具体的な連携策を検討し、実行に移していく竜串海洋観光クラスター推進協議会を立ち上げております。この協議会には地元のグラスボートでありましたり渡船業を営む民間事業者の皆様、それからガイド団体、土佐清水市や環境省、県が構成メンバーとなっております。連携体制を構築した上で周遊を促進するクラスター整備計画の検討でございましたり、この夏には連携したイベントの開催も計画するなど、新海洋館を含む竜串エリアの再開発に向けまして、順次連携した取り組みを実行に移してまいります。

次に、御要望いただきました足摺海洋館の周辺エリアの再整備につきまして、御説明をいたします。資料はもう1枚めくっていただきまして4ページ目をお願いいたします。

こちらのほうは足摺宇和海国立公園竜串園地整備計画でございます。土佐清水市からは、桜浜遊歩道の整備や看板の改修について御要望をちょうだいしました。御要望にある桜浜は、資料中央、足摺海洋館の南側に位置しておりまして、夏は海水浴客でにぎわっております。御要望いただきました桜浜遊歩道は、赤の破線と実線の部分でございます。地図にあります緑の点が29カ所、これは既設の看板の位置でございます。遊歩道の整備に関しましては、整備図にございますように、海洋館を中心といたしまして、東西を結ぶ重要な役割がございますので、脚注のほうに交付金事業と記載しておりますけれども、環境省の交付金事業を活用し、平成31、32年度の2カ年間で整備をする予定でございます。

遊歩道の整備に関しましては、自然公園を所管いたします、県の林業振興・環境部の環境共生課が担当課ではございますけれども、赤の実線部分に関しましては、新足摺海洋館

の整備に伴いまして、外構工事を当課で対応いたしたいと思っております。この6月には国の概算要求作業を見据えまして、環境共生課とともに上京して、交付金の総額の確保と本県事業への優先的な予算配分を環境省に要望するなど、これまでも本省や中国四国地方環境事務所に対して要望活動を重ねてまいりました。今後とも引き続き環境省の、土佐清水市にある自然保護官事務所の応援もいただきながら、交付金獲得に向けて取り組みを継続してまいります。

また、看板の改修等につきましては、御要望いただきました土佐清水市や自然保護官事務所、県の環境共生課や当課で構成いたします、行政連絡会を定期的に開催しております、検討を進めているところでございます。この6月に開催いたしました連絡会では、同地域内にあります看板の内容、それから設置者につきまして情報共有をし、今後、既設新設を含めて役割分担をした上で、市、国、県が連携して、計画的に看板の整備を進めることを確認いたしましたところでございます。

今後とも足摺海洋館の施設新築周辺エリアの再整備に当たりましては、地元土佐清水市を初め、環境省、地域の関係者の皆様としっかりと連携を図って、地域の期待に応えられるよう取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎石井委員 スケジュールのところ、来年の2月から自然体験型観光キャンペーンなんですよね。2年と聞いているんですけれども。その間にでき上がってということなんですけど、もうちょっと早くできたらいいのに、という感じもするんですけど。それは難しいことであれば、この旧館の閉館と新館の開館までの間、ちょうどゴールデンウィークとか入ったりする時期も、自然体験型観光キャンペーンをやっている期間なんですよね。この辺を、外も海も一体型的水族館というならば何か、その間も開館、新館はできんにしても、体験できるようなものとか、地方の会場に誘客ができるような仕組みも考えてもらえたら。せっかくできて、これができて半年ぐらいしたら、もうそのキャンペーンは終わりということになってしまうんで。ちょうど人を集めていくのには、スノーピークさんのキャンプ場もできるというときに、一体型でうまく観光地になればいいなと思うんですけど、どんなふうに考えられていますか。

◎澤田地域観光課長 新館の建設につきましては、やはり水族館という特殊性がございまして、どうしても建築期間が20カ月程度かかってしまいますので。こちらのほうのスケジュールにつきましては、最短で見た場合これぐらいのスケジュール感になるだろうと。したがって、できるだけ旧館のほうも開館をしたまま、新館のほうに引き継ぐ形で今スケジュール想定をしておるわけなんですけれども。どうしても閉館後、水族の引っ越し等、水槽のほうもすぐに魚類を入れるわけにもいきませんので、そういった合間、少しここに空

白期間があいている状況でございます。ただ御指摘いただきましたとおり、ゴールデンウィーク期間中もでございますし、自然体験型観光キャンペーンもでございますので、先ほど申し上げました観光クラスター協議会の中でも、例えば各種イベントを連携して、空白の芝生広場的なところも活用しながらイベントもできると思いますし。また、一方でこちらのほうのパス図の左側に、環境省のビジターセンターもございますので、こういったところも活用しながら、周辺に周遊できるような取り組みを展開していきたいと考えているところでございます。

◎石井委員 ぜひよろしくをお願いします。

◎西森委員 この資料の3ページなんですけれども、ちょっと意味がわからないので教えてもらいたいですけれども。3ページの右の上、これはどう見ればいいんですか。何を意味しているのかが、ちょっとわからない。

◎澤田地域観光課長 左のほうが平面図になってございまして、例えば1階でエントランスがあります。エントランスを抜けていただきますと、足摺の原生林という展示内容になってございまして。右側が竜串・足摺エリアの地図になっておりますので、この原生林を現場で見ていただくためには、右側の少し右上のほうに唐人駄場というところを書いている地図がありますけれども、ここに行っていたら直接原生林の本物を見ていただけるという形です。左の平面図のナンバーと右側のナンバーのところに行っていたら、実際のアクティビティなんかを体験できるという周遊促進を、海洋館のほうから行ってきたいという意味合いで、この地図はつくっております。

◎西森委員 こっちの①が、こっちの①へ行けばいいですよということなんですか。

◎澤田地域観光課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

◎西森委員 ③は幾つもありますね。これはどう見ればいいんですか。

◎澤田地域観光課長 実は竜串エリアのほうには、グラスボートを展開されている事業者の方が2カ所ありまして。ちょうど中央のゾーンと、右側のほうの東側のほうに2業者の方がいらっしゃいます。したがって複数③、グラスボートで海中展望を見ていただくということとあわせて、海洋館から少し行ったところには海中展望台、足摺海底館もございますので、そういった意味で海中を見ていただくには、こういったところのコースが御案内できるんじゃないかということで、複数ございます。

◎西森委員 ②はどこにあるんですか。

◎澤田地域観光課長 ②は、こちらのほうの展示で言いますと、2階のフロアの部分でございまして。先ほど言いました右側の原生林のほうからぐるっと回っていただきますと、ちょうどプロログということで黒潮で、このちょうど桜浜の位置になりますけれども、こちらのほうにはウミガメなんかの産卵のエリアでもありますので、ウミガメの展示と地図でいう②の桜浜の部分がリンクするイメージでございます。

◎西森委員 この建物の中で見てもらって、それぞれの丸何番というところを展示しているわけですね。それは外に出たときにはこういうところに行ってもらえれば、展示しているものが生で見れますよということなんですか。

◎澤田地域観光課長 御指摘のとおりでございまして、出口の部分にはコンシェルジュも配置いたしますので、そちらのほうで誘導していきたいと考えております。

◎西森委員 例えば、先ほどありました原生林を見たいということになると、ここから連れていってもらえるわけですか。案内というか、動線みたいなものはどうなっているのか。

◎澤田地域観光課長 海洋館にお越しになられる方は、マイカーでこられる方も多いんですけども、実はこの周辺にはレンタサイクルなんかも御用意しておりますので、そういったところで少し二次交通的な御案内をするとともに、先ほどのクラスターの会なんかにはガイドさんなんかも一緒に入っていていただいておりますので、現地ではそういったガイドの案内もしていきたいと考えているところです。

◎西森委員 自転車というても、足摺の岬のところまで自転車で行くいうたら、とんでもないくらいの時間がかかるわけですね。わかったような、わからんような。案内はするけれども、そこまで連れていってくれるわけではないということですか。

◎澤田地域観光課長 直接現地までお連れすることは、今のところ予定しておりません。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎加藤委員長 それでは、続いて土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福田土木部長 土木部長の福田でございます。港湾振興課長の江口につきまして、INAP会議の事前調整のためインドネシアに出張しており、本日の委員会を欠席いたしておりますことを、まず御報告申し上げます。

初めに、この平成30年7月豪雨によりまして亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

総括説明に入ります前に、この7月豪雨災害の応急復旧の状況、また今後の台風や豪雨等に備えるための対応につきまして、御説明をさせていただきます。河川や道路などの個別の対応につきましては、この後、関係各課長からそれぞれ御説明をさせていただきます。

お配りいたしました、A4カラーの横長の資料の1ページ目をお願いいたします。「平成30年7月豪雨災害への対応について」ということで、土木部のこれまでの主な対応とい

たしまして、上段の四角書きにあります1ポツの(1)にございますとおり、まず安芸川では、増水により侵食された堤防の決壊を防止するため、被災直後から国土交通省や地元建設会社の皆様と昼夜を問わず応急復旧に取り組み、大型土のうを使用した応急対策を実施してきております。また道路につきましては、延べ52路線85箇所で行き止まりとなりましたが、啓開作業によりまして、本日時点で17路線19箇所まで減少しているところでございます。

現在、この被害の全容を把握するために、土木事務所や市町村において災害調査に取り組んでいるところでございます。本日時点で、県と市町村を合わせた公共土木施設の被害はトータルで711件、額にして191億円を見積もっているところでございます。

今回の7月豪雨は、安芸市、香美市、大豊町、宿毛市、大月町を中心に、ほぼ県内全域で被災をし、平成26年の台風被害を上回る、広域かつ大規模な被害となるのではないかと想定をしておるところでございます。

これらの復旧作業はこれまでもやってきましたし、これからも順次進めてまいりますけれども、もう既に台風12号が日本列島に近づいている中、次の台風ですとか、それから次の豪雨に備えるための対応も重要と考えております。

その備えといたしまして、この資料の下の2ポツのところの四角の中でございますけれども、まず河川では安芸川の堤防において応急対策をした箇所に、直接川の水が当たらないように、いわゆる瀬替という工事を完了しております。これからさらに堤防の補強工事についても実施する予定としております。また県管理の河川内にたまっている流木や土砂につきましても、次の台風が来たときに被害を拡大させる危険性が高いことから、優先度をつけながら流木等の除去にも取りかかっているところでございます。特に被害の大きかった安芸川、伊尾木川等では既に着手をし、優先的に土砂の撤去、流木の撤去を行っているところでございます。

また道路につきましては、高知自動車道の新宮インターチェンジから大豊インターチェンジ間において、現在対面通行で開放しているところでございますけれども、ここの早期の復旧に向けて、西日本高速道路株式会社や国土交通省と連携して取り組んでまいります。

また県管理の国道、県道におきましては、被害状況の調査とあわせて危険箇所の点検を実施し、次の台風等に備えて危険と判断される箇所につきましては、順次応急対策を実施しているところでございます。なお、今回の大雨で大きな被災を受けた路線につきましては、通常の基準よりも少ない雨量で事前通行規制を行うことも考えております。

また土砂災害が発生した箇所につきましては、崩壊の拡大などによる二次被害を防止するため緊急点検を実施しております。その他、被災していない箇所につきましても、特に雨が降った地域や、市町村から指摘のあった箇所を中心に、目視でチェックを行っていただいております。それらの結果を受けて、この次の台風等で崩壊のおそれがあると

思われる箇所につきましては、市町村と連携をし住民への注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上が、災害の対応状況でございます。次の台風や大雨に備え、これ以上被害を拡大させないよう、速やかに対策を進めるとともに、1日も早い復旧復興に全力で取り組んでまいり所存でございます。

それでは、産業振興土木委員会によりまして、5月7日から5月28日にかけて行われました、出先機関の業務概要調査の際に、市町村等から提出されました要望事項のうち、土木部に関連いたします項目について御説明をさせていただきます。

本年度は、32の市町村と一つの期成同盟会から227件の要望を提出いただいております。この要望の内容につきましては、南海トラフ地震対策を初め、県民の安全安心を確保し、地域の経済活動や生活を支える道路、河川、港湾、海岸、さらには砂防などのインフラ整備、そしてその維持管理、またそれらのための財源の確保に係るものでございました。

これらの要望への対応等につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますが、事業の優先順位を考慮しながら、予算の効率的な執行に努めるとともに、地域の課題に効果的に効率的に対応するため、それぞれの地域の実情にあった整備を進めていく方針といたしております。

県といたしましては、こういった要望にお応えするために、新規の事業化や予算確保に向けて、これまでも適切なタイミングで国に対し政策提言を行ってまいりました。また、他県とも連携し、高速道路のミッシングリンクの解消や、南海トラフ地震による広域災害への備えに向けて、関係する県知事会等で、政府や国などに対し要望を行うなど財源の確保にも努めております。

要望の中には直ちに御期待に沿う答えになっていない項目もございますが、市町村等の御協力もいただきながら、今後もしできる限り地域の実情にあったインフラ整備等維持管理に取り組んでまいります。また、今回の御要望は5月時点の取りまとめとなっております。今回の7月豪雨災害により、新たな課題や要望も出てくるものと考えておりますので、そういった要望などにもこれからしっかりと対応してまいりたいと考えます。今後とも、産業振興土木委員会の委員の皆様方には一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

以上で、私からの総括説明とさせていただきます。

◎加藤委員長 それでは、続いて所管課の説明を求めます。

最初に、用地対策課の説明を求めます。

◎黒石用地対策課長 用地対策課長の黒石でございます。

それでは、委員会資料の用地対策課の赤のインデックスのついているページをお願いいたします。

1級河川仁淀川水系における河床安定の確保（河川における砂利採取については全面禁

止) という、土佐市からの要望事項に対する執行部の意見、措置状況について御説明をさせていただきます。

仁淀川におけます県管理区間での砂利の採取量につきましては、昭和51年度がピークでございまして、その当時は約67万立方メートルの採取量がございました。その後昭和60年度からは、河川の維持管理上必要な採取に限るとともに、掘削の深さや護岸、橋梁といった構造物からの保安距離などを定めた、いわゆる管理採取方式に移行いたしまして、それ以降は砂利需要の減退も相まって、採取量は減少をいたしております。

また、かつてのような多数の土場での砂利の大量採取を抑制するために、平成22年度からは、それまでの37カ所の土場を既存の四つの土場と、地元から堆積土砂の除去要望のありました二つの土場を含めました六つの土場に限定をいたしまして、それ以外の場所での採取は認めない方針といたしました。

平成22年度以降の実績につきましては、年度により多少の増減はございますが、平均いたしますと年間27,000立方メートル程度でございまして、51年のピーク時に比べますと、約4%程度の水準まで減少をいたしております。

こうした砂利採取量の大幅な減少に伴いまして、河床等に与える影響も低下してきているものと考えられますが、今後も引き続きまして流域の市町村を初め、仁淀川漁協など関係団体からの御意見もお伺いしながら、河川環境に配慮した採取がなされるよう、砂利採取業者への適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

用地対策課に関連します要望に対する御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈河川課〉

◎加藤委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課、岩崎でございます。

河川課の、市町村からの御要望の取りまとめの報告をさせていただく前に、先ほど部長からも話がありました、平成30年7月豪雨の概要を説明させていただきます。お配りしました土木部のカラー刷りの資料の、2ページをお願いいたします。

左上の①に経過を記載しております。今回の記録的な豪雨は、6月28日から7月8日までの間、長期かつ集中的に降り続きまして、県下各地に大雨警報や洪水警報が次々と発表されました。中でも7月8日の午前5時50分に、高知県では初めてとなります大雨特別警報が、宿毛市や大月町など県西部の6市町村に発表され、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒が必要となりました。

次に、3ページをお願いします。①に雨量状況を記載しております。連続雨量につきま

しては、県下で最も多かったのが、国土交通省が観測する大豊町黒滝川で、6月28日の午前8時から7月8日の15時20分までの間に、2,189ミリを記録いたしました。2番目が同じく大豊町沖野々で1,836ミリ。3番目が香美市香北で1,677ミリとなっており、これは高知市の年間降水量の平年値約2,500ミリメートルの65%から85%の降雨が、約10日間で降り注いだこととなります。このことから、今回の豪雨が過去の歴史を塗りかえるような規模のものであったと考えることができます。

その右、時間雨量につきましては、1番目が人的被害が発生しました香宗川沿いの香南市末清で、1時間当たり113ミリ。2番目が、高知自動車道の橋梁が被災しました大豊町立川で、111ミリ。3番目が、特別警報が発表されました宿毛市宿毛で107.5ミリと、100ミリメートル超えを記録しております。

その右、3時間雨量では、市街地に降った雨による浸水被害が発生しました宿毛市宿毛で263ミリ。香南市末清で258ミリ。宿毛市松田川で247ミリを記録しております。

続きまして、河川の水位についてでございます。②の河川水位記録をごらんください。水位につきましては、全ての観測所ではございませんが、水防に関する水位が設定されておりまして、下から水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位と、上昇するごとに危険度が増してまいります。

今回、最も危険な氾濫危険水位を、安芸市の安芸川、伊尾木川、香南市の物部川、夜須川、宿毛市の松田川の5河川、5水位局で上回りました。また、避難判断水位を香南市の香宗川など5河川6水位局で上回りました。

2ページに戻っていただきまして右側、⑤から⑦に、安芸川、夜須川、松田川の水位と流域雨量を図示しております。それぞれの水位の図の中で、1番上の赤い横線が氾濫危険水位、波打っている青い線が水位を示しております。安芸川、夜須川では、7月6日の未明に氾濫危険水位を超過いたしました。松田川では、7月8日朝に氾濫危険水位を超過しております。

続きまして4ページをお開きください。主な被害の状況についてでございます。①の写真をごらんください。安芸川では、7月6日午前5時頃、安芸市市街地に近い僧津地区で、増水によりまして右岸堤防約100メートルが大きく侵食されました。写真は、午前7時40分に撮影したもので、侵食が進んだときに撮影したものでございます。

被災直後から決壊を防止するために、国土交通省や地元の建設会社の皆様と昼夜を問わず応急復旧に取り組み、大型土のうを使用した応急対策を実施いたしました。それが右の写真になります。現在は本復旧に向けた測量設計などを行っているところでございます。

続きまして、浸水被害の状況についてでございます。右の②をごらんください。ピーク時に氾濫危険水位を約1メートル上回った安芸川では、安芸市栃ノ木で堤防を越えた濁流が人家に流れ込みまして、逃げおくれた11世帯、21人が一時孤立状態となりました。

その下③をごらんください。ピーク時に氾濫危険水位を約0.8メートル上回りました夜須川では、香南市夜須町西山より上流部で濁流がハウスに流れ込み、特産のメロンなどに被害が発生いたしました。

その左④をごらんください。大雨特別警報が発表されました宿毛市におきましては、市役所周辺の市街地に降った大量の雨が排水路からあふれて家屋が浸水する、いわゆる内水により、床上床下合わせまして約400戸が浸水するという被害が発生いたしました。

続きまして5ページの、次の台風や大雨に備えるための対応でございます。①の写真をごらんください。安芸川では、応急対策した被災箇所 directly 川の流れが当たらないように瀬替工事を完了し、堤防の補強を実施する予定でございます。

その右②をごらんください。県管理の河川内にとどまる流木や土砂は、次の台風時に災害を拡大させる危険性が高いことから、優先度をつけながら、速やかに流木などの除去に取りかかります。被害の大きかった安芸川、伊尾木川では、既に流木や土砂の撤去に着手しております。

左下③をごらんください。夜須川では流木などの支障物を撤去するとともに、流出しました堤防区間に土のうを設置する作業を実施しております。これからが台風や大雨シーズンの本番となります。次の台風や大雨に備えるため、被災箇所の補強などのハード対策に取り組んでいくとともに、ソフト対策といたしまして、豪雨時に市町村と連携して、住民への早目早目の注意喚起を行っていきたいと考えております。

それでは、市町村から提出されました要望事項のうち、河川課に関連します項目について御説明いたします。資料の河川課の見出しのページをお開きください。

河川関連事業につきましては、58件、94カ所の要望を、25の市町村からいただいております。個々の説明に入ります前に、まず1ページにお示ししています要望事項に対する凡例をごらんください。

御要望のありました94カ所を大きく分類しますと、①の事業推進中の河川に関する要望が37カ所あります。そのうち、河川改修に関する要望が35カ所、地震・津波対策に関する要望が2カ所あります。②の河川事業の再開、新規事業化に関する要望が20カ所あります。そのうち、河川改修に関するものが14カ所、地震・津波対策に関するものが6カ所ございます。③の河川の維持管理に関する要望が32カ所。④のその他の要望が5カ所あります。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況の欄にお示ししておりますが、要望件数が多いことから、総括した形で説明させていただきます。

まず事業推進中の河川に関する要望のうち、河川改修に関する主な要望について説明させていただきます。備考欄に①の(1)と分類している項目でございます。まず、1ページの2番に、高知市から、長浜川の河川改修の整備促進についての御要望。

3 ページの20番に、宿毛市から横瀬川ダム建設促進における治水対策についての御要望。

4 ページの27番に、奈半利町から奈半利川の護岸改修についての御要望。

6 ページの37番に、いの町から枝川地区の天神ヶ谷川における抜本的な河川改修の御要望をいただいております。

これらの河川につきましては、昨年度の九州北部豪雨を受けて取り組みが始まりました、中小河川緊急治水対策プロジェクトとしまして、重点区間を設定して整備を進めております。この重点区間につきましては、昨年度から補正予算をいただいておりますが、本年度の予算におきましても重点投資することとしておりまして、平成32年度までに完成できるよう整備を進めてまいります。

次に3 ページに戻りまして、24番でございます。香南市から烏川、下井川、夜須川、鎌井谷川の改修促進についての要望をいただいております。まず烏川につきましては、下井川合流点までの改修が完了しておりまして、残区間の用地買収を進めています。また下井川につきましては、高知東部自動車道の整備とあわせて河川改修を実施しておりまして、今年度は用地買収を進めてまいります。今後も関係機関との連携を図り、整備を進めてまいります。

今回の7月豪雨におきまして、上流部で越水被害が発生しました夜須川につきましては、河川整備基本方針を策定したところであり、今後事業化に向けて河川整備計画の策定を進めてまいります。

事業実施に向けましては、取水堰を初めとする河川占用構造物の改築が課題となりますことから、市と連携し、工作物の管理者との調整などに取りかかる予定でございます。鎌井谷川につきましては、引き続き護岸工事などを実施し、事業の推進に努めてまいります。

次に6 ページの39番及び40番でございます。佐川町及び越知町から柳瀬川下流域での治水対策の整備促進についての要望をいただいております。柳瀬川は平成26年度から事業を再開し、平成29年度には詳細設計や用地測量などを行いました。今年度も引き続き用地測量などを行うとともに、工事に向けた用地買収に着手してまいります。

次に3 ページに戻りまして22番でございます。四万十市から相ノ沢川、楠島川の河川整備事業の早期着手の要望をいただいております。相ノ沢川、楠島川につきましては、今年度から交付金事業に採択されておりまして、今後、両河川の詳細設計、地質調査を進めてまいります。今後も国や四万十市と連携を図りまして、再度災害の防止に向けた事業を推進してまいります。

次に19番でございます。宿毛市から与市明川の河川改修事業の促進について、要望をいただいております。与市明川の堤防整備につきましては、市の内水対策と連携して進める必要がございます。先月、両者で地元説明会を開催したところでございます。今年度は市の管理する錦川合流点付近の詳細設計を行っており、早期の工事着手に向けて、引き続き

連携して事業の推進に努めてまいります。

次に事業推進中の河川に関する御要望のうち、地震・津波対策に関する要望につきまして説明させていただきます。備考欄に①の（２）と分類している項目でございます。

1 ページに戻りまして1 番でございます。高知市から「南海トラフ地震・津波対策の推進について」の中で、河川堤防の耐震化の要望をいただいております。南海トラフ地震対策につきましては、最優先課題として取り組んでおります。今年度も介良川や舟入川などで河川堤防の液状化対策などを実施し、集中的な整備を進めてまいります。

このほか、①につきまして御要望いただきました河川事業につきましても、関係市町村の御協力をいただきながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に河川事業の再開、新規事業化に関する御要望のうち、河川改修に関する主な要望について説明させていただきます。備考欄に②の（１）と分類している項目でございます。

まず1 ページ4 番でございます。南国市から舟入川、横堀川、明見川、新秋田川の河川改修事業の実施の要望をいただいております。舟入川、横堀川、明見川などの国分川水系の河川整備につきましては、平成29年9 月に河川整備計画を策定し、今後事業を実施していくこととしてございます。

明見川につきましては、暫定改修が完了しておりますが、さらなる改修につきましては、市が実施予定でございます排水機場と整備時期を合わせて再着手いたします。

新秋田川につきましては、空港拡張による一連区間の改修が完了しておりまして、上流部につきましては、土砂の除去を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

次に河川事業の再開新規事業化に関する御要望のうち、地震・津波対策事業に関する主な要望につきまして説明させていただきます。備考欄に②の（２）と分類している項目でございます。

まず7 ページの55番から57番でございます。黒潮町から蛸瀬川、加持川、伊与木川の地震・津波対策についての御要望をいただいております。同様に河口付近の地震・津波対策につきましては、須崎市、田野町からも要望をいただいておりますが、今後津波からの避難時間の確保や背後地の重要性などを考慮して、県内の他の河川と進捗状況の調整を図りながら、事業化について検討してまいります。

このほか、②について御要望いただきました河川事業につきましては、一定の改修が完了し当面状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見ながら優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前にさまざまな検討を行っておかないと対応できないものもございます。これらにつきましては今後の課題として、さらに検討を続けてまいります。

次に河川の維持管理に関する要望につきまして説明させていただきます。備考欄に③と

分類している項目でございます。

1 ページに戻りまして4番に、南国市から継続的な土砂しゅんせつについての御要望。

3 ページの23番に、四万十市から後川地域の樹木伐採等の維持保全対策の御要望。

7 ページの58番に、黒潮町から県管理河川のしゅんせつの要望をいただいております。

その他13市町村からも、堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に関する要望をいただいております。いずれも土砂の堆積や草の繁茂などの状況を把握するとともに、治水上支障がある箇所について必要な対策を講じ、適切な維持管理に努めてまいります。また、堤防の草刈りなどは、住民の皆様方の力をお借りして実施するなど、官民協働での取り組みを広げていきたいと考えております。

最後に、その他の要望につきまして説明させていただきます。備考欄に④と分類している項目でございます。

7 ページの50番に、四万十町から、四万十川、吉見川への水位計設置の要望をいただいております。

このたびの7月豪雨におきましても、地域住民の避難を促すためには、河川水位の情報が重要な役割を果たすことを再認識したところでございます。本年度は県下約100カ所で、国が開発しました安価な危機管理型水位計の設置を予定しておりまして、現在、各市町村との設置箇所について、調整を行っているところでございます。

また2ページに戻りまして17番に、須崎市から新莊川への河川監視カメラの設置の要望をいただいております。これにつきましても、現在国が安価な監視カメラの開発を行っているところでございます。これを受けての設置を、県としても前向きに検討してまいります。

以上、市町村からいただきました御要望を分類し、主な河川を例に挙げながら総括した形での説明をさせていただきました。今後もこれらの河川改修や地震・津波対策の着実な推進のため、また適切な維持管理のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上で、河川関連事業に関する説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 7月の集中豪雨で、本当に河川管理の重要性を、私たち再認識したわけでございます。先ほど御説明がありました、河川課の1ページの4番で、南国市の舟入川、横堀川、明見川等の改修要望が出ているわけですが、特にこの中で舟入川ですね。南国市の大津との境、大津から東にありますけれども、その部分で、高齢者施設と民家との間を流れている川があって、それが舟入川なんです。下流の大津側は整備されていて、それから上流の藻川というところがあるわけですが、横堀川と合流する、藻川のほうも整備されているわけですね。この中間、ちょうど老人施設と民家との間の中間施設、これが非常に危ない状況があって、水が出たときには、本当に堤防のこれぐらいのところまで水

が来て、時たま越水するわけですね。ほんで南側の住宅の駐車場なんかは、これぐらいのところまで水が入ってきたりして、線が残っているわけですよ。そういう非常に危ない状態が続いていて、これも10数年前からずっと要望もしているわけですが、5、6年前に国の予算をいただいて、改修したいということで、当時の中央東土木の所長が国へ出す書類をつくってくれていたという記憶があるんですが、それがどうなっているのか。それからこの舟入川については、非常に危ない状況が続いているということと。この舟入川についての改修を、どういうふうに安全を確保をするのかが、余りこれには出てないようですが。特に舟入川については、どのように今後整備していくんでしょうか。

◎岩崎河川課長 舟入川につきましては、委員おっしゃるような高齢者施設の場所も把握しているところがございます。その周辺の河川改修計画につきましても、現在策定しております。5、6年前に書類をつくったというのは、その図面のことをおっしゃられていると考えております。その後、舟入川につきましては、大津バイパスからしばらくの間全く住家のないところが、未改修のまま終わっているところがございます。そちらから順次、下流から整備していかなくてはならないと考えております。その中で、高知市内の地震対策も進めなきゃいけないということで、同じ交付金の中で舟入川の排水機場の液状化対策でありますとか、地震対策も一つのパッケージの交付金の中で進めているところがございます。どうしても県の最優先課題である、地震・津波対策を進めているのが現状でございます。かといって上流を放っておくわけにもいきませんことから、上流で降った雨を学校のグラウンドなんかで貯留できないか検討したいということで、横堀川あるいは明見川の上流付近で、今年度から貯留施設の検討を進めたいと考えているところがございます。

◎坂本（孝）委員 貯留施設の関係も、何年か前からそういう意見も出ていまして、そういう具体的な動きがことしから始まっていくのは、いいことだと思いますけれども。先ほど言った舟入川の間部分につきましては、本当に老人ホームと南側の民家への越水、それから北側に家があるわけですが、水が出たときはその人家の南側を川が通っているのに、人家の北側を濁流が流れている、そういう非常に危ない状況が続いてるわけですね。ですからこの舟入川の整備は、地元の人なんかもう10数年前から要望しているわけですが、一刻も早く、安全確保という意味からも進めていただきたいと思いますので、また改めて要請をしておきたいと思います。

◎吉良委員 私からもこの間の豪雨について認識をお聞きしたいんですけれども。香宗川の上流へずっと行くと随分と流木もあって、それから護岸の壁は残っているんですけれども、圃場というか土砂が随分と掘られてほとんどなくなってるんですね。もちろんその圃場もそうですけれども、それらについて今どのような復興をお考えになってるのかということが1点です。

それから安芸川の栃ノ木のほうもそうですけれども、住民の皆さんが口々におっしゃっていたのは、その河川、河床がすごく浅いんだと。全然しゅんせつしていないから、内側の堤防を越流して水が来たと。非常に河川の河床が浅いので、あれを何とかしてもらわんと、またいつ雨が降るか心配しながら、上流を見ながら暮らさないかんけれどもという要望があったんで、それについてどうなのか。

それは伊尾木川のほうもそうです。5年前に一度新しくつくった、生活道として非常によく使っている沈下橋が、今回全部流されているんですね。これの復興と、それからおっしゃっていたのは、ユズの畑なんかもこの河川の中にありますが、そこも河床がすごく浅くて、もう雨のたびに流量、上流を見ながら、いつ逃げるのか、いつもはらはらしているんだけど、これはどうにかならないかという御要望が出ています。以上3点ぐらい、御認識を伺いたいと思います。

◎岩崎河川課長 まず1点目の香宗川の流木でありますとか、土砂がなくなっている対策でございます。流木につきましても、土砂につきましても同じなんですけど、この7月の災害を受け全部の土木事務所に対しまして、流木があるやなしや、あるいは危険なところがあるやなしやということと、河床に土砂がたまって川が浅くなっているんじゃないかというようなことも含めて、調査しているところでございます。香宗川を含めました流木などにつきましては、もうすぐにでも河川を流れて、また下流の橋などにひっかかって洪水を起こす懸念のあるものについては、緊急依頼という形で、もう既に中央東土木や安芸土木では搬出を始めているところでございます。順次、今後も搬出を進めていきたいと考えております。

2点目の安芸川で河床が浅いという話でございます。これは河床が浅いというか、川の中に土砂が堆積していて、浅くなっているように見えるという状況で、確かに川の水位を上げる原因の一つにもなってこようかと考えております。これにつきましても、伊尾木川、安芸川につきまして、今回の台風を受けて、次の大雨に備えるために、すぐにでものけておかなければならないところについては、先ほど写真でもありましたが、既に搬出をしているところでございます。若干、どこに置くかという問題もありましたが、海岸のほうに置くという手続も進めることができまして、無事搬出を進めているところでございます。

その他先ほど申しました各土木事務所の調査でも、もうありとあらゆる、かなりの河川、土木事務所から要望が来ているところでございまして。これにつきましては、次の議会に向けまして、補正予算を上げてはどうかという動きもありますので、土木部の中でまた話して、そういった対策を進めるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目、伊尾木川の沈下橋の話がございました。沈下橋が確かにあって、そこに流木がかかって流されたのは承知しておりますが、橋そのものが河川管理者、私どもの施設でないものですから、今後こういった対応をとられるのか、現在承知していないところでござ

います。

◎吉良委員 特にその沈下橋は、その橋がなくなるとはるかかなた上流まで、栃ノ木のほうまで行って、そしてまたおりてくるという、非常に生活道として重要な橋で。車があっても、私なんかも走ったんですけれども、河川に沿って物すごく小さい、狭い道路をくねくね行くもんですので、御婦人の方々なんかはもうほとんど動きがとれないと、怖くて行けないみたいな話もしていましたので。ぜひその沈下橋を含めて、その辺については、当該の者と相談しながら、復旧を早めていただきたいということを要望しておきます。

◎坂本（茂）委員 部長にお伺いしたいんですけれども。先日、新聞報道などがあったんですが、福井照議員があるパーティーの場で、今までこの堤防などを中途半端につくってきたことを反省せないかと、いうふうにコメントしたという報道があったんですけれども。私は極めて心外な言葉じゃないかというふうに、部長らは受けとめられたと思うんですけれども、中途半端にやってきたという認識が、国交省にはあるんでしょうか。

◎福田土木部長 福井議員の真意は私もわからないんですけれども。少なくとも今回の豪雨を受けて、今までの降雨の前提条件というものが、もう当てはまらなくなってきたんじゃないかという認識は、私も持っていますし、恐らく国交省の人間も持っているのではないかと考えております。特にこの3年間を振り返っただけでも、関東では鬼怒川が破堤をし、またその翌年には台風が来ないと言われている北海道や東北でも大きな被害がありましたし、去年は九州北部での豪雨があって。ことしはこの西日本の豪雨ということで、明らかに雨の降り方が変わってきておって、今までの、我々が想定していた雨の降り方を、もう一度見直していく必要があるという動きは、もう既に昨年度から検討がなされておって、この水防災意識社会の再構築という政策も、打ち出されているわけでございます。恐らく今回の西日本豪雨を受けて、さらなる検証を進めて、例えば国土強靱化をさらにスピードアップさせるですとか、この水防災意識社会の再構築をさらに強化していくということが、恐らくこれから検討がなされ、補正予算等々にもつながっていくのではないかと想定をしております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、そういう再構築される中で、今回特に破堤しなかったものでも、その新しい想定のもとで補強しなければならない河川堤防とかも出てくることは、想定されるということなんでしょうか。

◎福田土木部長 おっしゃるとおりで、もう既に改修済みの河川であっても、新しい想定で、ここの箇所については危険だという判断が出されれば、新たな対策をしなければならない河川も、恐らく出てくるだろうと想定しています。

◎石井委員 ③の維持管理の部分で、河川維持管理については、土砂堆積云々で治水上支障がある箇所について必要な対策を講じるということで、それはよくわかるんですけれども、全部そういった回答になっていると思います。ただ、市町村の要望が上がってきてい

る部分というのは、ある程度絞ってきているわけですね。例えば四万十市の例で言うと、具同、楠島地区というのはよく浸水していて治水上課題があるところ。それから後川、岩田川についても、いつもつかって住宅が孤立するようなどころがあると。その他の箇所でも、こういった維持管理の要望はもうほとんどの河川であるといっているくらいあると思うんですけれども。ここの要望に上がってくる分については、やはり実質的に治水上も市町村として課題があって、何とかしてほしいというところで上がってきていると思うので。回答としてはこれになるのかもしれないんですけれども、ぜひ各土木事務所とか担当の皆さん含めて、もう少し具体的にどうしていくんだと。改良なのか維持管理なのかも含めて、回していけるように考えていただければと思います。

◎岩崎河川課長 この今回の③につきましては、改良というわけではなくて、維持管理というところに主眼を置いて回答を書かせていただいております。特に維持管理につきましては、県単独費12、13億円のうち5億8,000万円、約5割ぐらいの予算を維持に充てまして、各土木事務所に振り分けているところがございます。土木事務所におきましては、こういった要望の箇所を受けまして、一つの河川の中であっても、ことしはここ、ことしはここというような形で、一度に全区間をできませんので、一つの河川の中でも優先順位をつけてやっている、決してやっていないということではないです。土木事務所と市町村でありますとか、その地区の方々と話して、優先順位をつけてやっているということがございます。

◎石井委員 よくわかります。本当によくやってくれている部分もあるんだ、全体の予算も少ないんだろうな、厳しいだろうなというのもよくわかるんですけれども。例えば、ある河川で埋塞している土砂があって、これをのけました。けど単年で何百メートルも、下手したら何キロかあるような堆積の土砂のところを、50メートル、100メートルのけましたと。けれども2、3年たってもその後お金がつかみませんで、また元に戻っているわけですよ。元に戻るということは、それだけ土砂が出たんで、一部でも取っていたら前には来なかったんで、多少の効果はあるにしても、単独的にやって効果があらわれるところと、ここはもっと集中的にやらないと効果があらわれにくいところとか、いろいろあると思うんですよね。そうなってくると、限られた予算の中でどんなふうやっていくかというのは、非常にバランスをとるのも難しいし。治水上の問題というのは、人命最優先とか生活の部分とか、いろんな優先順位があると思うんですけれども。その非常に難しい中でやっていく上で、この市町村の要望というのはやっぱり、その中でも市町村が分けて、何かもっと進めたい。改良も含めて、維持管理もしながら、改良に持って行くのかどうなのかというような、重要度が高い、優先度が高い箇所だと思うので。維持管理ということで全てこの回答で、はい終わりますというのは、何か寂しい気がする。ぜひとも各土木事務所、それから本課も含めて、具体的な維持管理の検討項目の優先度の高いところなんだ

という意識を持ってもらえればと思っています。お願いします。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎加藤委員長 それでは、次に防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾参事兼防災砂防課長 防災砂防課の石尾でございます。御説明に入ります前に、今般の7月豪雨による土砂災害に関する被害の状況及び今後の対応について御説明させていただきます。

まず土砂災害発生の情報ですが、7月23日現在、19市町村から報告があり、合計107件となっております。この件数は、近年で最も多くの土砂災害が発生した、平成26年8月豪雨の83件を既に上回る規模となっております。

今後の対応ですが、引き続き被害状況の全容把握に努めるとともに、被害を受けた箇所などは、今後の大雨に備えるため目視による確認を行い、市町村と連携し応急的な対策の実施や、住民の皆様への注意喚起を行ってまいります。

それでは、防災砂防課所管の市町村要望について御説明をさせていただきますので、お手元の資料、防災砂防課の見出しのページをごらんください。

防災砂防課が所管します砂防関係事業の要望が、12市町村から13件ございました。個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況の欄にお示ししておりますが、要望を総括した形で御説明させていただきます。

まず初めに、下部にお示ししています凡例をごらんください。御要望のありました13件を、内容に応じた項目別に分類しますと、①の急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望が5項目。②の砂防事業の整備促進に関する要望が7項目。③の地すべりの安全対策に関する要望が2項目。④の直轄砂防関係事業の推進に関する要望が1項目。⑤の既存砂防関連施設の維持管理などに関する要望が2項目でした。なお、1件の要望内容が複数の項目にまたがる御要望もあるため、内容に応じた項目数としては合計17項目となります。

それでは、この凡例にお示しする分類ごとに御説明させていただきます。まず急傾斜地崩壊対策事業の促進につきましては、2番の土佐市、9番のいの町、10番の仁淀川町、11番の津野町、13番の三原村の5市町村から御要望がございました。また、砂防事業の促進につきましては、1番の安芸市、3番及び4番の奈半利町、6番の本山町、9番のいの町、10番の仁淀川町、11番の津野町の6市町から御要望がございました。これら急傾斜地崩壊対策事業と砂防事業につきましては、本年度より新規に事業化した、13番の三原村下長谷地区と11番の津野町栗ノ木地区や、既に事業化し事業継続している6番の本山町十二所谷川などがございます。引き続き早期の工事着手や、早期完成を目指してまいります。

その他の新規の事業化の御要望につきましては、整備効果及び採択基準などを考慮の上、

今後の財政状況や事業の実施環境を踏まえ、検討してまいりたいと思います。なお、3番の奈半利町琵琶ヶ谷川の土砂災害対策につきましては、新規のえん堤と同様の効果をより早期に発現できる既設のえん堤の改築に取り組んでまいります。

次に、地すべりの安全対策につきましては、5番の北川村、8番の大川村の2村から御要望がございました。5番の北川村小島地区における、国道493号地すべり災害の早期復旧につきましては、本年6月より地すべり地を迂回するバイパストンネルの本体工事に着手しました。引き続き、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業の推進につきましては、7番の大豊町から御要望がございました。引き続き、国に対して事業の推進を働きかけてまいります。

最後に、整備済みの砂防関連施設の維持管理などについて、9番のいの町と12番の四万十町の2町から御要望がございました。引き続き、施設の適切な維持管理に努め、砂防関連施設の効果をしっかりと確保し続けてまいります。

以上で、防災砂防課の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎西森委員 先ほどの石井委員の話と、似たような話になると思うんですけども。例えば1番に関して、早期の工事着手を目指しますということなんですけれども、これはスケジュール的な部分まで示す形なんでしょうか。早期の工事着手を目指すというのはわかるんですけども、そこまでの回答になるんでしょうか。スケジュールのところまで示すのかどうなのか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 ここで記載しております事業の表現ぶりとして、まず事業化された、国に事業を新たに認められたものと、既に何年か前に認められていて本体の工事に着手しているもの、大きくこの二つがございまして。つい最近認められたばかりのものについては、これから用地を買うとかした後、まだ工事に入れていませんので、そこについては早期の工事着手を目指しますと、このような表現をしております。一方、既に工事には入れている部分、用地が確保できていて、現場の工事に入れている部分については、まさに砂防えん堤などは完成に向けて、コンクリートをどんどんどんどん打っていくという作業になりますが、早期完成に向けて取り組んでいきます。大きくこの二つについて、書き分けているということでございます。

◎西森委員 それで、着手を目指すというところに関しては、もう目指しますという意見、措置状況までなんですか。具体的に要望として上がってきているものについての回答となると、もうちょっと、何か同じような表現の、早期の事業着手を目指すというだけなのかどうなのか。もっと具体的なところまでの回答になるのかどうなのか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 例えばこの資料ですと、1番の安芸市などでは、早期の工事着手を目指しますと。これは先ほど御説明いたしましたとおり、既に事業は認められてお

りますので、あとは我々行政側でステップを踏んで、用地を確保し、工事を発注して、この作業を全力で取り組んでいくということで、これは我々のほうでも、作業をどれだけ急げるかというところがございます。一方で、まだ事業化に至ってないところについては、こちらの資料で申しますと、例えば6番の本山町の御要望の、二つ目のパラグラフです。残り2溪流につきましては、今後関係機関と連携の上、整備効果及び採択基準などを考慮の上検討すると。このような表現をさせていただいてるものについては、まだ事業化に至ってなくて、このあたり現地の状況などを踏まえて、まずは事業化に向けて検討していきたいということで書いておるところです。ここの部分について、早期の事業化に向けて取り組んでいく必要があると認識はしておりますが。

◎西森委員 そうすると、ちょっと具体的に言うと、この2番の土佐市の急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関しては、こういった地区については早期完成に向けて取り組んでいきますと、これはここは事業化がされていないということなんですか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 これはもう現場の工事にも入っております、あとはできる限り予算を確保し、現場の工事のコンクリートをできる限り早く打ち上げていく段階に来て、もう相当完成に向けて、最終段階に来ている状況でございます。

◎西森委員 そういった、いつ完成ですとか、このタイミングぐらいまでで完成できるかどうか、まで示すのかどうなのか。そこは予算の関係もあるので言えないところがあるんですか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 そこはまさに委員御指摘のとおり、予算の確保の状況ですとか、全体の大きな予算の枠をどれだけ取ってこれるかにもかかわるところでございますので、明確にいつ完成というところを書けるまでは、至っていないところです。

◎西森委員 そのあたりも各土木事務所と市町村とのやりとりの中で、ある程度市町村もわかっている状況があるという認識でいいんですか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 年度当初の予算では、どうしても予算の確保獲得、パイに限りがありますが、例えば補正予算を最大限活用するなど前倒しができないかと。それは適切なタイミングを捉えて、少しでも前倒しできるように努めてまいりたいと思っています。

◎加藤委員長 それでは以上で、質疑を終わります。

防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎加藤委員長 それでは次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の肥本でございます。説明に入ります前に、この7月豪雨により、県内の道路の被災と対応状況について説明をさせていただきます。平成30年7月豪雨災害への対応についてという資料の、6ページをお願いいたします。

初めに高速道路では、高知自動車道の川之江東ジャンクションから大豊インターチェン

ジ間において、橋梁の被災による通行どめが発生いたしました。しかしながら、当該区間が4車線であったことから、流出を免れた下りの2車線を活用して、被災から6日後に、対面通行ではありますが、通行どめが解除されました。これにより、本県の人流・物流の大動脈が復活することとなりました。西日本高速道路株式会社を初め、関係する皆様感謝を申し上げます。今後は1日も早い復旧に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に国道33号などの直轄国道では、雨量による事前通行規制が発生しましたが、大きな被害はありませんでした。資料の7ページをお願いいたします。県管理道路では、雨量規制による事前通行どめは、国道195号など43路線65区間で発生し、最長123.5時間の規制を行いました。また、のり面の崩壊や路側構造物の決壊など、道路施設の被災による全面通行どめは、安芸土木管内や宿毛事務所管内を中心に、52路線85箇所が発生をいたしました。この全面通行どめは、応急復旧などによりまして、本日時点では、国道195号、香美市物部川佐岡、県道安芸物部線、安芸市僧津など、17路線19箇所にまで縮小をしております。今後も早期の通行確保を目指し取り組んでまいります。

さらに県管理の国道、県道では、被害状況の調査とあわせて危険箇所の点検を実施し、次の台風に備えて危険と判断される箇所は、順次応急対策を実施する予定でございます。なお当面の間、今回の大雨で大きく被災した路線のうち、安芸土木事務所管内の3路線は、異常気象時の通行規制の基準値を引き下げるとともに、規制区間となっていなかった宿毛事務所管内の県道安満地福良線は、規制区間に追加することとしております。

それでは道路課の見出しのページをお願いいたします。出先機関調査におきましては、例年道路に関しまして多くの要望をいただいているところですが、今年度におきましても、10市、14町、5村及び一つの期成同盟会から、合わせて134件の要望をいただいております。

このように、例年、道路整備への要望が多いことは、県民の皆様の道路に対します大きな期待のあらわれではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至っていない道路が、まだまだ多くあるということだと思っております。今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められるよう取り組んでまいります。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況の欄にお示しをしておりますが、要望件数が非常に多くございますので、総括した形で説明をさせていただきます。それでは、道路課が所管いたします事業の要望につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに1ページにお示ししています、要望事項に対する凡例をごらんください。一つの項目に複数の内容を要望されているものもあり、合計は一致しませんが、要望のありました134項目を大きく分類いたしますと、①の国の事業に関しまして要望が12項目あり、そのうち四国8の字ネットワークの整備に関する要望が7項目、国道33号など直轄事業の整

備に関する要望が5項目あります。

次に、②の県の事業に関します要望が106項目あり、そのうち国道の整備に関します要望が22項目、県道の整備に関します要望が84項目あります。

③のその他といたしまして、地震対策や県道への昇格などに関します要望が25項目あり、そのうち地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望が17項目、市町村道の県道昇格や県代行事業の促進などに関します要望が8項目となっています。

まず最初に、高知市や宿毛市など4市2町1村から要望のありました、四国8の字ネットワークの整備に関してでございます。備考欄に①の(1)と分類している項目でございます。

3ページの23番をお願いいたします。四国横断自動車道の整備促進に関する要望をいただいております。まず片坂バイパスの四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジ間では、平成30年度の供用を目指し事業が進められています。

片坂バイパス前後の区間に位置する窪川佐賀道路の佐賀工区では、用地買収や工事が進められています。また窪川工区については、今年度から用地買収に着手すると聞いております。

昨年度、新規事業化されました佐賀大方道路については、調査設計に取り組んでいくと聞いております。また国や黒潮町と連携を密にし、事業推進に向け取り組んでまいります。また都市計画決定が完了している黒潮町大方から四万十市間につきましては、早期事業化を国に要望してまいります。

中村宿毛道路につきましては、残る平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間において、平成31年度の供用開始に向け工事が進められています。

宿毛、内海間につきましては、計画段階評価が進められており、本年1月に開催されました社会資本整備審議会道路分科会四国小委員会において、宿毛湾港との連携が可能なルート帯案を含む3案が示されました。現在これら3案のルート帯やインターチェンジ位置についての、意見聴取に向けた準備が進められています。

次に高知東部自動車道でございます。1ページの1番をお願いいたします。まず高知東部自動車道の一部である高知南国道路ですが、これまでに高知南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間が開通しております。残る高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間につきましては、平成32年度の供用開始を目指し、橋梁やトンネルなどの工事が進められています。

次に2ページの6番の②をごらんください。高知東部自動車道の東半分となります、南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジにつきましては、用地買収や工事を進めていくと聞いております。

続きまして、地域高規格道路として安芸市と徳島県阿南市の間を結ぶ阿南安芸自動車道

に関する要望でございます。6ページの56番をお願いいたします。まず徳島県牟岐町から東洋町野根間につきましては、現在、都市計画決定に向けた手続きを進めています。年内の完了に向け、国や東洋町と連携して取り組んでまいります。

東洋町野根から北川村安倉間につきましては、3月から4月に計画段階評価の一環として行った、道路構造にかかわる3回目の意見聴取結果の取りまとめを行っているところでございます。早期に計画段階評価が完了できるよう、国と協力しながら取り組んでまいります。

県で整備をいたします北川道路につきましては、北川村安倉から和田間で、事業化に向けた調査を進めております。また平成25年度に事業化しました和田から柏木間では、本年度用地買収を進めますとともに、和田トンネルの工事に着手する予定でございます。

次に2ページの6番の①をお願いいたします。同じく阿南安芸自動車道の未事業化区間である、奈半利町から安芸市間につきましては、計画段階評価が進められており、ルート帯やインターチェンジ位置につきましては、意見聴取に向けた準備が進められています。安芸道路につきましては、昨年度、全6地区で設計協議が完了し、本年度は用地買収や設計を進めていくと聞いております。

その他の直轄事業につきましては、高知市や越知町など3市2町から要望がございました。備考欄に①の(2)と分類している項目でございます。

1ページの2番をお願いいたします。国道33号の旭地区の拡幅につきまして、本年度国では電停の移設等による円滑な交通の確保に向けた調査を行うと聞いています。歩道等の整備につきましては、交通安全事業による整備が考えられますが、この事業では用地取得や残地の処理が課題となります。そのため、まずは市が進めている用地境界の確認や、地権者の皆様への事業協力に関する意向調査が必要であると考えています。今後も引き続き市と連携して取り組んでまいります。

次に2ページの7番をお願いいたします。国道55号の川北地区の歩道整備につきましては、平成26年度に事業着手をいたしました。交通安全事業の進捗には、円滑な用地取得が重要でございますので、協力をお願いいたします。

次に9ページの88番をお願いいたします。国道33号の越知道路につきましては、横倉橋交差点から既に改良が済んでいる野老山までの整備を進めており、今年度は用地買収のほか、橋梁工事等を推進すると聞いております。

これらの直轄事業につきましては、今年度所要額が箇所付けされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただくよう、国に対して要望してまいります。また県としましても、直轄事業負担金を最優先で確保し、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に県が管理します3桁国道に関する要望は、四万十市や佐川町を初め、6市10町1村

から22項目ございました。備考欄に②の（1）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明をいたします。

2 ページの14番をお願いいたします。国道195号の自歩道の設置につきましては、平成25年度から事業を実施しており、今後も引き続き歩道の整備を進めてまいります。

次に、4 ページの33番をお願いいたします。国道441号につきましては、平成24年度から着手をいたしました口屋内バイパスにおいて、トンネル工事への早期着手を目指して、用地買収と明かり部の工事を進めてまいります。中半バイパスは、口屋内バイパスの完成のめどが立ち次第、事業化を進めてまいります。また西土佐橋から江川崎までの歩道整備につきましては、用地買収が完了しましたので、順次工事を進めてまいります。

次に5 ページの46番をお願いいたします。国道195号の南国バイパス、いわゆる「あけぼの街道」の延伸部となります山田バイパスにつきましては、昨年度に引き続き用地買収を進めてまいります。また平成25年度から着手しました大栃橋につきましては、昨年度から上部工の工事に着手しており、平成33年度の供用を目指し工事を進めてまいります。

次に9 ページの82番をお願いします。国道494号の佐川吾桑バイパスにつきましては、生活はもとより産業を支える重要な路線であることから、整備が可能な箇所を並行して進めるなど、重点的に取り組んでおります。佐川町の斗賀野地区では、橋梁上部工や路側構造物の工事を進めます。須崎市では、水口トンネルの掘削を推進してまいります。

次に11ページの112番をお願いいたします。国道321号の大月町弘見工区ですが、これは歩道の整備の要望でございます。用地買収が難航しているところもございますが、地域の皆様の御協力をいただきながら進めており、工事が完成した箇所から供用開始し、歩行者の通行の安全を図ってまいります。

その他、新規事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所の必要性は承知しておりますので、着手の時期につきましては、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上で検討していきたいと考えています。

次に県道の整備に関する要望は、南国市や黒潮町を初め10市13町3村及び一つの期成同盟会から84項目ございました。備考欄に②の（2）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

1 ページの5番をお願いいたします。県道高知本山線の整備促進につきましては、本年度中に檜山トンネルを含む工区の工事に着手できるよう取り組んでまいります。土佐町からも同様の要望をいただいております。

次に2 ページの11番をお願いいたします。四国8の字ネットワークを構成する安芸道路へのアクセス道路でございます。県道大久保伊尾木線と県道安芸中インター線につきましては、早期の完成供用を目指し、引き続いて重点的に整備を進めてまいります。

次に13番をごらんください。県道重倉笠ノ川線の整備につきましては、白木谷工区にお

いて待避所の設置に取り組んでまいります。

次に4ページの27番をお願いいたします。県道中村宿毛線につきましては、本年度に三原村の広野工区と上長谷工区の完成を目指し取り組むとともに、引き続き下切から石原工区と、亀ノ川工区の改良工事を進めてまいります。中村宿毛線につきましては、大月町、三原村からも要望をいただいております。

次に5ページの35番をごらんください。西土佐松野線につきましては、引き続き津野川から大宮工区の整備を進めてまいります。

次に8ページの73番をお願いします。県道土佐伊野線につきましては、引き続き大内工区の整備を進めてまいります。高知南環状線につきましては、本年度の八田工区の完成を目指し取り組んでまいります。八田堰付近の歩道整備につきましては、八田工区の完成の後検討したいと考えております。

次に12ページの126番をお願いします。県道秋丸佐賀線につきましては、国道56号から川奥地区までの改良は完成しており、引き続き家地川から川奥工区の整備を進めてまいります。県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援するなど、地域の皆様の生活を支える道路でありますので、早期の効果の発現が期待できる1.5車線の道路整備などの手法も用いながら、地域の実情に合わせた整備を進めてまいります。

次に地震対策、落石対策などの防災や維持管理に関する要望は、2市5町3村及び一つの期成同盟会から17項目ございました。備考欄に③の(1)と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

2ページの15番をお願いします。南海トラフ地震対策としましては、現在緊急輸送道路上の橋梁を優先して耐震対策を実施しています。この対策に引き続きまして、緊急輸送道路以外の啓開道路や地域の孤立につながるおそれのある橋梁について、優先度を考慮し計画的に耐震対策を進めてまいります。仁淀川河口大橋や宇佐大橋につきましては、引き続き耐震工事を進め、早期の完成に努めてまいります。

次に6ページの57番をごらんください。のり面の防災対策につきましては、緊急輸送道路や啓開道路において優先して対策を進めています。特に、国道493号や県道安田東洋線は道路防災総点検に基づく要対策箇所が多数あり、恒常的に落石等が発生していることから、重点的に整備を進めてまいります。また、通行車両の支障とならないよう、高刈りを行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

次にその他といたしまして、県の代行事業や県道への昇格などに関します要望が、2市1町2村及び一つの期成同盟会から8項目ございました。

7ページの70番をお願いいたします。県の代行事業として整備している村道朝谷線につきましては、引き続き整備に努めて早期完成に向け取り組んでまいります。

道路課といたしましては、今後とも四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消

や早期完成に向けまして、国や関係する市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいります。また幹線道路はもとより、1.5車線の道路整備など、地域の実情に応じた効果的、効率的な道路整備を進めてまいります。さらに近い将来確実に発生する南海トラフ地震や、施設の老朽化対策などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に整備するようしっかりと取り組んでまいります。

以上で、道路課に関連します要望に関する説明を終わらせていただきます。

◎下村副委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 災害対応の関係と合わせて教えていただきたいんですけども。今回の道路災害による通行規制となった路線の中に、緊急輸送道路に指定されていた路線というのはあるのでしょうか。

◎肥本道路課長 195号線なんかもそうですし、主要県道などは入っておりますので、ちょっと数は把握し切れていないんですけども、ございます。

◎坂本（茂）委員 後日でも構いませんけれども、緊急輸送道路で今回災害に遭ったところを、また別表でもいただけたらと思いますが。

◎肥本道路課長 全面通行どめが発生した箇所、路線ということでよろしいでしょうか。

◎坂本（茂）委員 はい。それからその中で、要望が出ていたものがあつたのかどうか、そこの関係も含めて教えていただきたい。後で構いません。

◎西森委員 この要望に対してのお答えとなってくると、当然予算が必要で、また地元地権者の皆さんの了解ということになってくるかと思うんですけども。ざっくりな話になるんですけども、この②の県の事業に関する要望は106項目出ているんですが、この要望を全てやろうとしたときには、どれくらいの予算がかかるものなのか。

◎肥本道路課長 県の場合はまだまだ改良率が40%台の路線だったりしますんで、まだ6割以上整備が完了していないということになります。今要望に上がっているのは、その中でも喫緊の課題となっているところが上がっていきまして、それをやっつけるとまた次の要望が上がってくるということですので。

◎西森委員 今回上がってきてるものをやったとしても、当然またいろんな要望が出てくるかとは思いますが。今回上がってきているものを全部ひっくるめると、事業費的にはどれくらいかかるものなのか。

◎肥本道路課長 それもまだ把握はできておりませんが、かなり莫大な事業費になるかと思えます。

◎西森委員 もう全く見当がつかないんで、どれくらいなのかを教えてもらいたいと思つたんですけども。いずれにしてもこういった道路の整備を進めていくには、先ほど冒頭も言いましたけれども予算と、地権者の皆さんの協力が欠かせないということになってくるわけでありまして。そういう限られた予算の中で、それはほかの課全てにおいて

もそうなんですけれども、要望に応えられるように事業を進めていくことになるわけでありまして、いろいろな要望がある中での優先順位。限られた予算ですので、優先順位をつけていかないといけないわけでありまして、その優先順位の決定のプロセスとか、どういう形で。こっちにも要望が上がっている、こっちにも要望が上がっている、そういう中でどっちを優先するかに関しての、決定の仕方を教えていただければと思います。

◎肥本道路課長 一つは道路の交通量とか、沿線にお住まいの方とかで、道路の改良などにつきましては、それが一つの目安になるのではないかと思います。また落石等々の対策につきましては緊急性なんかも、一つの指標になるのではないかと思います。

◎西森委員 そういうことになると、なかなかこれは要望してもしても、この地域はなかなか難しいよねというところなんかも、出てくるかとは思いますが、やっぱり基本的にはそういう考えで。部長にもお聞かせいただければと思いますけれども。

◎福田土木部長 優先度の考え方は、一言で申すのはなかなか難しいんですけれども。やはり緊急輸送道路となるような、いわゆる直轄の高速道路もありますし、直轄国道を補完するような県の管理する道路というのは、やっぱり優先度は必然的に高くなると思います。これはそこで生活されている方だけではなくて、そういう物資を運ぶときにどうしても必要な道路というのは、今までも指定しておりますので、まずそこをしっかりとやっというのが一つございますし。また平常時だけでなく、緊急時の使い方も踏まえると、どうしても必要な路線、優先度の高い路線というのは、浮かび上がってくると考えております。いずれにせよ地元からの要望も当然たくさんございますし、また地域間のバランスもございますので、そこは我々しっかりと地元の意見もお聞きしながら、優先度を考えてまいりたいと思っております。

◎西森委員 それを決定する、当然決定をしていかないといけないんですけれども、それはやはり道路課所管のこういったものに関しては、道路課を中心としながら、また各土木事務所との調整の中で決まっていくという考え方でいいのでしょうか。

◎福田土木部長 ええ。市町村からの御要望、それから各事務所の体力の問題もございまして、それらを全部総合して決めることになってまいりますけれども。大きな事業、橋をかけるとか、トンネルを掘るだとかという大きな事業に関しては、全て知事まで上げて、ここ5年ぐらいの先のところまで見越した整備計画を、相談して決めているのが実態でございます。

◎西森委員 そうするとその整備計画に載っていない、どこまで載せるのかという話もあるかとは思いますが、そこに載っていないと、こういう形で要望が出たとしても、なかなか進んでいかないという考えでよろしいでしょうか。

◎福田土木部長 どうしても橋梁やトンネルとなると、一度始めてしまうと途中でとめる

ことができませんので。我々としても県全体の体力、予算がどれぐらい執行できるのかも踏まえて、このトンネルが終わったら次はこのトンネルにということで、先を見た事業計画は、我々の中ではつくっておるところでございます、どうしても優先度の低い、もしくはまだ熟度が低いものについては、着手は先に持っていかなければならないものもございます。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎加藤委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。

それでは都市計画課の見出しのページをお開きください。高知市から都市計画道路2件と浦戸湾架橋について、南国市から都市計画道路1件の、計4件の要望をいただいております。

1番は高知市から、都市計画道路高知駅秦南町線の事業促進についての要望です。この都市計画道路は、秦南団地に高知赤十字病院と高知市北消防署が立地することにあわせて計画された、秦南団地と産業道路を結ぶ4車線道路であり、縣市連携事業として平成26年度から事業に着手しています。現在県では、高知赤十字病院開院までの暫定2車線供用に必要な用地買収の契約は完了しておりますが、それ以外の久万川から南側の産業道路までの区間の未買収地の用地交渉や、久万川の橋梁拡幅工事などを行っております。

開院までに暫定2車線で仕上げる工事については、本年度内の完成を目指して発注をしておりますが、工事の施工に当たってはイオンモール高知の来客や、高知赤十字病院の建設車両、また高知市北消防署の緊急車両などとの工事調整や、沿線の事業者の工事協力が不可欠となりますので、今後も高知市と連携しながら、円滑な事業進捗が図られるように取り組んでまいります。

2番は都市計画道路はりまや町一宮線の事業促進についての要望です。はりまや町一宮線のはりまや橋小学校の北側を東西に走る追手筋弥生町線から、電車通りのかるぼ一と前交差点までの未整備区間については、今年2月のまちづくり協議会からの提言や、4月の高知市の意見を踏まえて、議論の過程を今一度再確認し、6月県議会において工事再開の方針を示し、関連する補正予算が認められ、正式に工事再開となったところです。今後は協議会からいただきました提言の内容について、道路詳細設計に反映できるように、干潟と石垣の設計などを進めていきます。また高知市と横堀公園の再整備などについて連携を図るとともに、関係する地権者や地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

3番は浦戸湾架橋（弘化台ルート）の事業化についての要望です。弘化台ルートは、重

要港湾である高知港の物流の一翼を担う路線であるとともに、鏡川大橋や浦戸湾周辺の交通渋滞を緩和する4車線の臨港道路として、平成12年に港湾計画に位置づけたものですが、その後の港湾物流は減少しており、現状では計画通りの整備は難しい状況となっております。

平成27年度に広域交通ネットワークの面から、弘化台ルートとほかのルートとして若松町から鏡川を渡るルートについて、将来交通量の推計や事業費の試算を行いました。両ルートとも約200億円の費用を要し、費用便益比は1.0を大きく下回っておりますので、現段階では事業化の検討には至っておりません。

今後は、平成32年度に高知東部自動車道の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間が開通する予定であることから、交通の流れは大きく変化することが想定されます。このため、浦戸湾周辺の渋滞対策については、開通後の交通の状況を踏まえた将来交通量の予測を行い、関係機関と協議の上、改めて検討したいと考えております。

4番は南国市から都市計画道路南国駅前線の国道55号（南国バイパス）への結節についての要望です。南国駅前線はJR後免駅と国道55号を南北に結ぶ都市計画道路で、北側の約半分に当たるJR後免駅から高知南国線までの区間については、南国市が街路事業として現在施行しています。要望の区間は、南側約半分の高知南国線から国道55号までの区間でありまして、県事業としての要望です。

都市計画法では、都市計画事業は市町村が施行すると定められており、大規模な橋梁等市町村が施行することが困難な場合や、県道であるなど、特別な事情がある場合においては、県が街路事業を施行できると定められております。要望のありました高知南国線から国道55号までの区間については、現状では特別な事情に当てはまらないものと考えております。

以上で、都市計画課に関連します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 この南国の都市計画道路、特別な事情というのは、どのようなものか。

◎島田都市計画課長 先ほど御説明しました、市町村事業というよりかは県がやったほうが技術的に望ましいといえますか、そういう大規模な橋梁工事とか。あとは県道の場合は、県道として都市計画決定した場合は、県が街路事業を施行するといったようなケースが特別な事情として考えられます。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈住宅課〉

◎加藤委員長 それでは次に、住宅課の説明を求めます。

◎川崎住宅課長 住宅課の説明に入ります前に、7月豪雨災害に係る住宅被害の状況及び

対応について御説明いたします。県の対策本部の集計で、全壊14棟、半壊53棟、一部損壊25棟の合計92棟の住宅被害が発生しています。住宅課では、住宅被害に遭われた方などの長期避難を余儀なくされている方の負担を軽減するため、県内の公営住宅等の空き家の状況を取りまとめ、市町村に情報提供するとともに、7月12日に公営住宅等の空き家情報及び使用手続についてホームページに掲載し情報を発信しています。昨日現在の空き家の状況は355室、その内15室に入居いただいております。また住宅の応急危険度判定を行うため、建築担当職員を被災地の宿毛市と大月町に派遣し、53棟の判定を行っております。

それでは、住宅課所管事業の市町村要望について御説明いたします。お手元の資料の住宅課のインデックスのついているページをお開きください。

土佐市から、土砂災害防止法に伴うがけ地等の調査結果に基づく、土砂災害特別警戒区域の指定に対する補助制度の創設の要望につきまして、執行部の意見または措置状況の欄にお示ししている内容について御説明いたします。

土砂災害が発生するおそれの高い土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害の危険性の周知を図ることに加えて、地域内の住宅等に対して土砂災害への安全対策が施されるよう誘導することも一つの目的であると考えています。県では、国の補助制度を活用し、市町村と連携をして土砂災害特別警戒区域内から区域外への危険住宅の移転や、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁などの設置を行う所有者を市町村が補助する場合に、その費用の一部を補助する制度を今年度から開始しております。この補助制度により、所有者の経済的負担の軽減を図り、土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する安全対策を支援してまいります。

以上で、住宅課の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 災害の関係で言われた、公営住宅の空き室が355あってというのは、これは県下ですよ。

◎川崎住宅課長 県内の公営住宅、県の職員住宅、教職員住宅と市町村の持っている公営住宅、それと今空き家の活用でやっています、お試し住宅なんかのものが全て含まれています。

◎坂本（茂）委員 現在15室入居ということなんですけれども、いわゆる全壊、あるいは半壊だとかいう住宅は、今回宿毛とか大月とかに集中していますよね。ところがその近辺にそういう、あいた公営の住宅がなければ、なかなか入居しようということにならないわけで。いわゆる全壊、半壊、一部損壊のあった市町村に対してどれぐらいあって、そのうち何世帯入居したという内訳みたいなのはわかりませんか。

◎川崎住宅課長 確かに大月町には県営住宅もありませんし、県の職員住宅もなくて、その方は今知人の住宅であるとか、いろんなどころへ避難されていまして。今大月町につ

いては、被災されている方を今後どういう形で受け入れるか、ニーズの調査をしている状況でございます。宿毛市につきましては一定の数の空き家がありますから、入居ができるのかなど。大月町が非常に被害が大きくて、住宅が少ない地域で。今後また町と協議しながら、ニーズの調査が一定出てきたら、それに対する対応ができるのかなど考えております。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈港湾振興課〉

◎加藤委員長 次に、港湾振興課の説明を求めますが、港湾振興課長から公務のため本日の当委員会を欠席する旨の申し出がっておりますので、齋藤港湾振興監より説明を受けることにいたします。

◎齋藤港湾振興監 港湾振興監、齋藤でございます。港湾振興課のインデックスをよろしくお願いします。

1件ございまして、宿毛市から企業用地の取り組み強化と進出企業の支援についての御要望がございました。現在、宿毛港湾工業流通団地につきましては、分譲中の用地が3区画、約6.9ヘクタール残っております。企業誘致のこれまでの取り組みといたしましては、県商工労働部が出展いたしました展示会ですとか、企業誘致セミナーでの広報のほか、宿毛市や商工会議所、県水産振興部などとともに連携を図りながら、地元産業と関連の強い企業への訪問をするなどしてまいりました。

最近の誘致活動の成果といたしましては、昨年度に1区画、0.58ヘクタールにつきまして、水産加工事業者への分譲が決まり、本年3月26日からは従業員10名体制で操業を開始しております。なお同社の進出に当たりましては、用地の取得ですとか施設の整備、それから新規雇用促進に関する補助を行っているところでございます。今後につきましても、県庁内他部局や地元関係者と連携いたしまして、地元産業と関連の強い水産関連企業、流通業などを対象に、誘致に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、港湾振興課に関する要望の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎加藤委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎小森港湾・海岸課長 港湾・海岸課長の小森でございます。御説明に入ります前に、この7月豪雨によります海岸に関する被害の状況と、今後の対応について説明させていただきます。

今回の豪雨災害によって、土佐湾沿岸の海岸に大量の漂着物が打ち上がる被害と、海岸

堤防の被害が1カ所ありました。海岸漂着物につきましては、再び流れ出すことで漁業活動などに影響のおそれがある漂着物、漂流物について、優先的に撤去を行うため、契約ができた箇所から順次撤去を行っております。

海岸堤防の被害は、大月町の古満目漁港海岸で、海岸堤防約100メートルにおいて河川の出水により基礎部が洗掘され、背部が吸い出される被害を受けました。次の台風に備え、被害の拡大防止のための応急対策工事は完了しております。今後は9月の災害査定に向けて、本復旧工法の検討を行ってまいります。

それでは港湾・海岸課の関係の要望について説明させていただきます。資料の港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。

要望は、港湾関係で3市1町から5件、海岸関係で6市3町から10件の、合計15件の要望がございました。資料の順に港湾関係の要望から説明させていただきます。

1 ページの番号1と2は須崎市から、須崎市の漂流物対策と、大峰地区の岸壁の早期完成についての2件の要望です。須崎港の漂流物対策につきましては、港湾区域内に大量の漂流物が出た場合には、迅速に処理するよう引き続き取り組んでまいります。

番号2の大峰地区の岸壁につきましては昨年度、港湾機能の強化を図っていくため、水深13メートル岸壁などを配置した港湾計画を定めたところです。この岸壁は国で事業を実施することに位置づけていますが、県としても国、市と連携し、早期の事業化に向け取り組んでまいります。

次に番号の3は宿毛市から、宿毛湾港の整備について1件2項目の要望です。1項目目の池島第二防波堤の整備につきましては、昨年度末で計画延長380メートルのうち、340メートルが完成し、今年度は残りの40メートルの整備に必要な、被覆ブロックなどの製作を行ってまいります。今後も早期完成に向けて、予算の確保を国に働きかけてまいります。

2項目目の緊急物資受け入れのための港湾施設の整備につきましては、港湾計画では、片島地区に耐震強化岸壁を配置する計画ですが、池島地区の水深10メートル岸壁が耐震性能を有していることから、地域の皆様の意見を聞きながら、災害時の岸壁の有効な活用について検討を進めてまいります。

次のページをお願いします。番号4は四万十市から、下田港改修工事の早期完成と航路の維持管理、河口砂州の早期復元についての1件3項目の要望です。

1項目目の下田港改修事業につきましては、平成28年度末には防波堤の整備が完了し、平成29年度より航路護岸などの整備を行っております。今年度も引き続き航路護岸の整備を行ってまいります。

2項目目の下田港航路につきましては、台風による波浪や四万十川の洪水による航路が埋塞した場合は、迅速にしゅんせつ工事を実施して適切な維持管理に努めてまいります。

3項目目の河口砂州の復元につきましては、平成25年に砂州の土台となる河床の復元工

事が概成しまして、その後、投入した土砂の動きを観測しております。しかし投入した土砂が上下流へ移動し安定していないことから、学識者などによるチームを立ち上げ、砂州の復元に向けて効果的な施工方法を検討しています。今後も引き続き地元関係者や国などと協議しながら、下田港改修工事の早期完成と河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

次の番号5は奈半利町から、奈半利港改修工事についての要望です。奈半利港の沖防波堤は、補正予算も活用しながら整備を進めています。昨年度末には計画延長200メートルのうち、143メートルが完成しており、今年度はケーソン1函の製作、据えつけ工事を行いまして、19メートル延伸する予定です。引き続き沖防波堤の早期完成に向けて、整備を進めてまいります。

以上、港湾関係の5件の要望についての説明です。

次のページをお願いします。続きまして海岸関係の要望、10件の要望について御説明させていただきます。

番号6は高知市から、南海トラフ地震・津波対策の推進についての要望です。直轄高知海岸では、平成28年度までに仁ノ工区と戸原工区の耐震補強工事が完了しています。現在は長浜工区と南国工区を残すのみとなっています。今後も引き続き早期に完成するよう、国に働きかけてまいります。

浦戸湾の地震・津波対策、いわゆる三重防護につきましては、直轄事業区間では、昨年度の5月に工事着手しました種崎地区で今年度も引き続き工事を進めるとともに、タナスカ地区や浦戸湾湾口部などで、工事着手に向けた調査設計を実施してまいります。

また県事業では、昨年度予算で若松町地区が完成しますことから、今年度は新田町地区の海岸堤防の耐震補強工事を実施してまいります。今後も国県市で連携を図りながら、高知海岸及び浦戸湾地震・津波対策の推進に取り組んでまいります。

次の番号7は安芸市から、市が整備している穴内漁港海岸の予算確保と、暫定型で整備中の人工リーフの完了後に県管理海岸とし、離岸堤として整備することについての1件2項目の要望です。

1項目目の穴内漁港海岸の整備につきましては、4基の人工リーフのうち3基が暫定断面で完成しております。残り1基については、平成26年度から整備を進めておりまして、昨年度末で全体延長160メートルのうち42メートルが整備済みです。残り118メートルについて早期に完成できるよう、予算確保に向けて安芸市とともに取り組んでまいります。

2項目目の、穴内漁港海岸を県管理にすることについては、県全体の海岸の整備状況を踏まえ、緊急度や予算面等を総合的に検討する必要があることから、構造も含め引き続き安芸市と協議してまいります。

次の番号8は南国市から、十市前浜海岸の津波対策の事業についての要望です。十市前

浜海岸は、平成26年度から海岸堤防の耐震補強工事に着手してまして、平成28年度に陸間などの開口部を除いて概成しております。今年度は昨年度に引き続き、開口部対策を進め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次の番号9は土佐市から、宇佐地区での海岸堤防の耐震補強の早期整備についての要望です。宇佐漁港海岸では平成27年度から海岸堤防の耐震補強工事に着手し、宇佐中央地区、竜地区、井ノ尻地区の3地区で整備を進めております。今後も引き続き早期完成に向けて取り組んでまいります。

次のページをお願いします。番号10は宿毛市から、長期浸水対策として海岸堤防の耐震化やかさ上げなどの早期完成についての要望です。宿毛市の海岸堤防の耐震補強につきましては、昨年度、新田海岸で工事に着手し、今年度も引き続き整備を進めてまいります。また今年度から、宿毛湾港海岸、大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事に新たに着手する予定です。宿毛市街地の長期浸水を早期に解消するためには、これらの3省庁所管の海岸を一連として整備することが必要ですので、早期完成に向けて国へ政策提言を行うなど、予算の確保に取り組んでまいります。

次に番号11は香南市から、岸本海岸での離岸堤の整備についての要望です。岸本海岸では台風などの高波対策として、4基の離岸堤の整備を計画しており、昨年度工事で離岸堤1基、延長100メートルが完成しました。今年度は2基目の離岸堤の工事に着手する予定です。引き続き整備を進めてまいります。

次に番号の12、13は奈半利町から、奈半利港海岸の海岸堤防の早期完成と、奈半利港ふるさと海岸における植樹帯の管理についての2件の要望です。海岸堤防の整備につきましては、平成25年度から地震・津波対策として着手しまして、昨年度末で910メートルのうち250メートルが完成しています。今年度も海岸堤防の整備を進めてまいります。

また奈半利港のふるさと海岸における植樹帯の管理につきましては、昨年度より枯れた松の伐採処理を進めており、今年度も伐採処理や薬剤の注入などを行い、良好な植樹帯の管理に努めてまいります。

次に番号14は安田町から、安田海岸と唐浜海岸への離岸堤の設置についての要望です。現在この海岸については、砂浜の変状や越波などを監視しながら、海岸の適正な維持管理に努めているところです。なお台風時の波浪などによって家屋などに影響が出るようであれば、地域の意見も聞きながら対策を検討してまいります。

最後に番号15は黒潮町から、防災・減災対策についての要望です。黒潮町佐賀地区の地震・津波対策につきましては、平成26年度より関係する河川課、漁港漁場課、黒潮町で連携し、地震・津波対策の検討を進めています。今後も町が開催する勉強会の中で、住民の皆様の意見を聞きながら、効率的で効果的な地震・津波対策について検討してまいります。

以上で、港湾・海岸課に関連します説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(15時20分閉会)